

環境経営レポート

(2024年度版)

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

2025年6月18日

有限会社 関鉄工所

環境基本理念

当社は地球環境の保全及び企業活動のあらゆる面で環境に対する配慮を怠ってはならず、切削加工にて製品を作るという事は必ず廃棄物が発生するという現状をよく理解しなければならない、その中で省資源、資源の有効活用をよく考え、実践し、社会、さらには人類の生活文化の向上に努めなければならない。

環境経営方針

1. 当社の周囲は住宅が密集しており周辺環境に対して特に気を配らなければならない、騒音や臭気などに注意し地域の一員として社会に貢献します。
2. 全ての従業員が当社の生産に於ける環境負荷を理解し地域の環境はもとより地球環境までを常に意識する様にします。
3. 環境に関する法律や条令などを遵守し、新しい情報に対しても素早く行動出来る様にします。
4. 省資源、省エネルギーを徹底し廃棄物排出量、二酸化炭素、水資源の削減する様努めます。
5. E A 2 1 を全社員が理解し、環境経営システムを運用し目標の数値を達成出来る様にします。
6. 環境への影響が少なく、環境保全を推し進める製品の優先的に購入する様に努めます。

見直 2020/4/10

制定 2015/9/21

有限会社 関鉄工所
代表取締役社長 関 英一

有限会社 関鉄工所

1. 事業所の概要

1) 組織の概要

事業所名 有限会社関鉄工所

代表者氏名 関 英一

本社

〒143-0015 東京都大田区大森西6-7-11

2) 事業内容

金属切削加工

機械装置組立

3) 事業の規模

従業員数 19名 (各工場別人員は次ページの実施体制を参照)

面積

大森工場 390㎡

座間工場 1972㎡

合計 2362㎡

4) 対象範囲

(1) 認証・登録対象組織

大森工場(含む本社・事務所)、座間工場

(2) 認証・登録対象活動

金属切削加工、機械装置組立て

2. 環境管理責任者・担当者及び連絡先

環境管理責任者 鈴木 光裕 (連絡先は座間工場に同じ)

大森工場・
本社

大森担当者 平岡 豊

所在地：事務所・工場連絡先 〒143-0015 東京都大田区大森西4-17-27

連絡先：TEL 03-3761-3167

FAX 03-3761-4826

座間工場

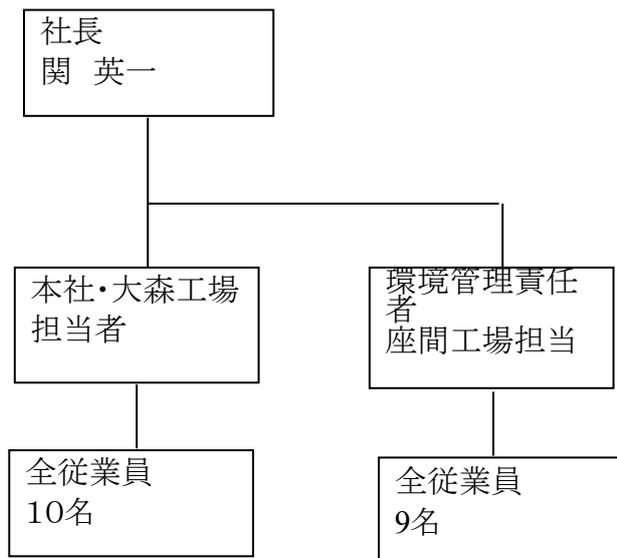
座間担当者 鈴木 光裕

所在地：座間工場連絡先 〒252-0003 座間市ひばりヶ丘4-17-2

連絡先：TEL 046-253-2787

FAX 046-254-3667

3. 実施体制と役割分担表



4. 役割分担

代表者（社長）

- ・ 環境方針を策定する
- ・ EA21の実行に必要な資源（人、物、金）を用意する
- ・ 環境管理責任者を任命する
- ・ EA21の全体的な取り組み状況を評価し、見直しが必要な指示を与える。
- ・ 課題とチャンスを確認にする。

環境管理責任者

- ・ 環境経営システム要求事項を確立し、実施し、維持することを確実にする。
- ・ 環境経営システムの構築・運用状況を社長に報告する

環境委員会

・ 環境マネジメントに関する全社で検討する場とする。社長を議長とし、3ヶ月ごとに開催する。メンバーは社長（環境管理責任者）、各工場担当者とし、必要に応じて社長又は環境管理責任者が指名したものである。

工場担当者

- ・ 工場内を統括する

全従業員

- ・ 環境目標、活動計画の実施
- ・ 環境に関する責任あるやり方で業務の実施
- ・ 問題があつた場合、環境管理の担当者へ報告

5. 当社の環境経営活動
 5.1 中期環境目標

承認	作成
2017/10/17	2017/10/10
関	鈴木

環境経営目標

環境目標	基準 (実績)	中長期目標				
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
1.1 電力使用量の削減	178,000	182,000	181,000	180,000	179,000	178,000
	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
1.2 CO ₂ 排出量の削減	110,000	114,000	113,000	112,000	111,000	110,000
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
1.3 灯油使用の削減	1,900	2,100	2,050	2,000	1,950	1,900
	L	L	L	L	L	L
1.4 自動車燃料使用量の削減	6,900	7,100	7,050	7,000	6,950	6,900
	L	L	L	L	L	L
2. 廃棄物排出量の削減	2.75	2.95	2.90	2.85	2.80	2.75
	t	t	t	t	t	t
3. 水資源投入量の削減	430	450	445	440	435	430
	m ³					
4. グリーン購入の拡大	グリーン購入数	グリーン購入数	グリーン購入数	グリーン購入数	グリーン購入数	グリーン購入数
	8個	8個	8個	8個	8個	8個

注(1) 長期からの購入電力のCO₂排出係数は東京電力2016年公表の0.500kg-CO₂/kWh

(2) 化学物質使用量は無し

5.2 主な環境経営計画の内容

環境目標	実施施策	評価
電力使用量削減	・ 冷暖房の適切な使用	良
	・ 不必要な照明の消灯	良
ガソリン使用量削減	・ エコドライブ	良
	・ 夏季以外のカーエアコンの抑制	良
水道使用量削減	・ 配管水漏れチェック	良
	・ 元栓絞込み	良
廃棄物排出量削減	・ 一般廃棄物の分別	良
	・ 金属産廃の分別強化	良
グリーン購入	・ 前年度用品類購入リスト作成	—
	・ エコマーク品購入現状調査	良
	・ エコマーク品購入候補選定	—
廃棄物の発生抑制	・ 歩留まりを考慮した材料発注	良

— はグリーン購入は必須から外れたので—とする。

向こう5年間（2023年～2027年）の取組を継続

2022年度と同様の取組を行う。

「問題点是正処置報告書」発行に該当する項目はありません。

環境経営目標と実績対比表

承認	作成
関	鈴木

環境経営目標項目	実施項目	2022年度・基準		2024年度			実績/目標 (%)	
		工場	基準値	目標値	実績値	目標-実績		
二酸化炭素排出量の削減	電力の削減 (kWh)	本社・大森	28,000	31,000	12,138	18,862	39	
		座間	150,000	150,000	99,009	50,991	66	
		合計	178,000	181,000	111,147	69,853	61	
	ガソリン使用の削減(L)	本社・大森	5,000	5,000	2,306	2,694	46	
		座間	1,950	2,100	23	2,077	1	
		合計	6,950	7,050	2,330	4,720	33	
	灯油使用の削減 (L)	本社・大森	1,500	1,500	238	1,262	16	
		座間	450	600	0	600	0	
		合計	1,950	2,050	238	1,812	12	
	CO2排出量の削減 (kg)	本社・大森	30,000	34,000	12,016	21,984	35	
		座間	80,000	80,000	50,048	29,952	63	
		合計	110,000	113,000	62,064	50,936	55	
	廃棄物の削減	一般廃棄物の削減 (t)	本社・大森	0.75	0.75	0.36	0.39	47
			座間	1.00	1.0	0.60	0.40	60
			合計	1.75	1.70	0.95	0.75	56
産業廃棄物の削減 (t)		本社・大森	0.00	0.0	0.00	0.00	100	
		座間	1.00	1.2	1.30	-0.10	130	
		合計	1.00	1.2	1.30	-0.10	130	
リサイクル量(kg)		全社	8,000	8,000	6,000	-2,000	75	
総排水量の削減	水道水の削減 (m3)	本社・大森	100	120	66	54	66	
		座間	330	330	335	-5	102	
		合計	430	445	401	44	90	
環境配慮型製品の購入推進	グリーン購入 (個)	本社・大森	4	4	4	4	100	
		座間	4	4	4	4	100	
		合計	8	8	8	8	100	

注(1)購入電力のCO2排出係数：0.500kg-CO2/kWh

産業廃棄物について

洗濯水と畑に撒く水で使用量が増えた。

今年度は切削水タンクの清掃をした為廃油の廃棄量が増えてしまった。

6. 緊急事態の特定と訓練

地震・火災の緊急事態を想定。

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

- (1) 環境関連法規の違反： 当社に適用される環境関連法規等については、2024年6月30日遵守状況点検の結果、問題ないことを確認
- (2) 訴訟等： 当社の環境管理に対する利害関係者からの訴訟又は関係当局からの指摘等は過去3年間ありません。
- (3) 当社が関係する主な環境法規

	法規制		評価
1	廃棄物処理法	①産業廃棄物該当物	○
		②再資源化による廃棄物排出量削減	
		①保管場所の囲い	○
		②表示板の設置	
		①中間処理事業者との委託契約締結	○
		・委託事業者の許可条件確認	
		②定期的確認	
		・許可期限の確認	○
		①マニフェストの交付	
		②マニフェスト返送日の確認、記録、保管	
		③廃棄物処理状況を県に届ける「マニフェスト提出」	○
		①一般廃棄物の分別収集、排出	
2	資源循環	①3R原則の教育と実践	○
		①使用済家電品のリサイクル処分	○
3	グリーン購入	①環境にやさしい原材料の利用	○
		②エコ商品選択購入	
4	化学物質	(要現状調査⇒今の所、該当する化学物質はない)	○
5	消防法	危険物指定数量以上の貯蔵所、取扱所等設置する場合、市町村の許可が必要	○
6	騒音・振動	東京都 資料1	
	騒音規制法	法5 都同府県知事が指定した指定地域内で特定施設を設置する事業者は条例で定める	○
	振動規制法	法5 「騒音」及び「振動」規制基準を遵守しなければならない。	○
7	騒音・振動	神奈川県 資料2	
		法5 都同府県知事が指定した指定地域内で特定施設を設置する事業者は条例で定める	○
	振動規制法	法5 「騒音」及び「振動」規制基準を遵守しなければならない。	○
8	廃棄物適正処理法	大田区 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	○
9	廃棄物不適正処理防止法	神奈川県 廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
10	廃棄物減量化条例	座間市 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
11	フロン排出抑制法	1 機器の点検が義務化される	○
		全ての業務用空調機・冷凍・冷蔵機器については3ヶ月に一回以上の点検が義務化される	
		2 空調機のフロンガスが漏れているのが判明した場合には、速やかに漏れ箇所の特定及び修理を行う必要があります	
		3 空調機の点検・修理やフロンガスの充填・回収などを行った際は履歴の記録と保存が義務化される	
		4 空調機からフロンガスが一定量以上もれた場合は漏れた量を国に対して報告する事が義務化される	
		5 空調機を破壊する場合はフロンガスを回収・破壊しなければなりません	
12	東京都環境確保条例	東京都 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	○
13	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	神奈川県 神奈川県民の健康と安全を確保する環境に関する条例	○

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

(1) 代表者は、2025年6月18日にEA21全体の見直しに必要な「環境目標の達成状況」「環境活動計画の実施及び運用結果」「環境関連法規等の厳守状況」及び「外部からの苦情・要望等」の情報を収集し、全体の見直し評価を行った。

(2) 代表者のEA21全体評価

EA21 環境経営システムの構築を開始して10年目に入り、社員全体に環境への配慮が浸透して気にするようになってきた。引き続き、製造業という職種の為、環境負荷が大きいので環境改善に努めてゆく。

(3) 見直し評価の結果、変更等の必要性について、以下のとおりに判断した。

項目	変更の必要性	変更する場合の具体的指示
①環境経営方針	有り ・ <input checked="" type="radio"/> 無し	
②環境経営目標	有り ・ <input checked="" type="radio"/> 無し	
③環境経営活動計画	有り ・ <input checked="" type="radio"/> 無し	
④実施体制	有り ・ <input checked="" type="radio"/> 無し	

産業廃棄物について

今年度は切削水タンクの清掃をした為廃油の廃棄量が増えてしまった。

水使用量について

今年度は洗濯水と畑の水撒きで使用量が増えてしまった。

以上